

締約国に関する情報 PH	フィリピン 一般情報	附属書 B 1 PH
国内官庁の名称	Intellectual Property Office of the Philippines (フィリピン知的所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	G/F, 2/F, 14/F, 16/F Intellectual Property Center, #28 Upper McKinley Road, McKinley Hill Town Center, Fort Bonifacio, Taguig City, 1634 Philippines	
電話番号	(632) 7238 63 00	
ファクシミリ装置	(632) 8856 92 93	
電子メール	pct@ipophil.gov.ph mail@ipophil.gov.ph	
インターネット	www.ipophil.gov.ph	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
フィリピンの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、フィリピン知的所有権庁 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
フィリピンが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	フィリピン知的所有権庁 (国内段階参照)	
フィリピンを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案 (実用新案は, 特許に代えて求めることができる)	
国際型調査に関するフィリピンの規定	なし	

[次頁に続く]

P H	フィリピン (続き)	P H
国際公開に基づく仮保護	<p>PCT第29条(1)の規定に基づき、知的所有権法第46条に基づく出願人の権利保護に関する限り、国際出願の英語による国際公開は、(知的所有権法第44条及び同施行規則に基づき)知的所有権公報による公開と同じ効果を有する。ただし出願人が、知的所有権法第46.2条の規定に基づき、国際公開の通知及び国際出願の写しを、国際出願の請求の範囲に記載されている発明を実際に無許可で使用している者に送付していることを条件とする。国際公開が行われた言語が英語以外のものであった場合、知的所有権法第46条に基づく出願人の権利保護は、(知的所有権法第44条及び同施行規則に基づき)英語による翻訳文が知的所有権公報に公表され、更に出願人が、知的所有権法第46.2条の規定に基づき、その英語による翻訳文を、国際出願の請求の範囲に記載されている発明を実際に無許可で使用している者に送付するまで適用されない。</p> <p>出願人の請求によって優先日から18箇月の期間満了前に国際公開が行われた場合、知的所有権法第46条に基づく権利は、上述した2つの段落の内容に従うことを条件として、18箇月の期間満了後に付与される。</p>	
フィリピンが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
フィリピンが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	